

医療・保険の 窓口からお知らせします

国民健康保険などについて、各種申請など、早めの手続きをお願いします。

国民健康保険税納税通知書を送付

税額は27年中の所得や加入者数で決定

問合せ 国民健康保険課 ☎(740)1170
保険収納課 ☎(740)1177

28年度国民健康保険税納税通知書を7月中旬に送ります。国民健康保険税は加入者がいる世帯の世帯主に課税され、税額は27年中の所得や加入者数で決まります。

世帯の合計所得が一定金額以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

また、災害で大きな損害を受けたときや、倒産や解雇などで離職したとき、休（廃）業したときなどは、申請すれば保険税の減免を受けることができます。詳しくは、国民健康保険税の計算方法、軽減（減免）制度については国民健康保険課、納付については保険収納課へ。

【内訳】

国民健康保険税は医療給付費分と後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つで構成されています。

医療給付費分は、同保険の加入者が病院などの医療機関にかかる時の費用の財源に充てられます。

後期高齢者支援金分は、後期高齢者医療制度を現役世代が財政的に支援するものです。

介護納付金分は、介護保険制度を40歳から64歳までの人が介護保険の2号被保険者として支援するものです。

医療給付費分と後期高齢者支援金分は、年齢に関係なく国民健康保険の加入者全員に、介護納付金分は40歳から64歳までの同保険の加入者に賦課されます。税額は、加入者の所得や人数などに応じて計算された、所得割額と均等割額、平等割額の合計になります。28年度に税率改定はありませんが、医療給付費分と後期高齢者支援金分の課税限度額が2万円引き上げられるほか、世帯の合計所得が一定金額以下の場合に、均等割額、平等割額が軽減され

る制度が拡充されます。

【税率と計算方法】

医療給付費分（課税限度額は54万円）

所得割額	均等割額	平等割額
(27年中の「総所得金額等」-33万円) × 6.72%	26,800円	20,600円

後期高齢者支援金分（課税限度額は19万円）

所得割額	均等割額	平等割額
(27年中の「総所得金額等」-33万円) × 2.67%	10,200円	8,000円

介護納付金分（課税限度額は16万円）

所得割額	均等割額	平等割額
(27年中の「総所得金額等」-33万円) × 2.62%	11,600円	6,000円

「総所得金額等」…収入額から控除額（公的年金等控除額と給与所得控除額、必要経費。社会保険料控除や扶養控除などの所得控除は含まない）を引いた額。

所得割額…マイナスになった場合は0円。

均等割額…被保険者1人につき課税。

平等割額…1世帯につき課税。

【普通徴収の納付方法】

年9回の納期限ごとに、口座振替か納付書により金融機関で納めてください（バーコードが付いている納付書はコンビニエンスストアでも可）。

なお、新規加入者については、保険税の支払いを原則、口座振替としています。現在、納付書で納めている人は、安心便利な口座振替への切り替えにご協力ください。

【特別徴収の納付方法】

加入者全員が65歳以上の世帯の世帯主（加入者以外の住民登録上の世帯主を除く）は、年6回の年金支給月に、国民健康保険税が差し引かれます。

ただし、年金額が年18万円未満の人や、介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の2分の1を超える人などは、普通徴収になります。特別徴収で納付している人が普通徴収（口座振替に限る）に変更する場合は、申請が必要です。

後期高齢者医療保険料額を通知

決定通知書は7月中旬に送付

問合せ 医療助成・年金課 ☎(740)1108

28年度後期高齢者医療保険料額の決定通知書を7月中旬に送ります。

保険料は被保険者全員に掛かります。年間の保険料は、全員が等しく負担する均等割額と、前年の所得に応じて負担する所得割額の合計（表1）です。

また、所得の低い人は保険料が軽減されます。

【均等割額の軽減】

27年中の世帯（世帯主と世帯内の被保険者）の「総所得金額等」が基準額以下の人が対象です（表2）。

【所得割額の軽減】

所得割額算定に係る所得（「総所得金額等」—基礎控除額33万円）が58万円（年金収入のみの場合は211万円）以下の人は所得割額が5割軽減されます。

表1 保険料の計算方法（課税限度額は57万円）

所得割額	均等割額
(27年中の「総所得金額等」-33万円) × 10.17%	48,297円

【総所得金額等】収入額から控除額（公的年金等控除額と給与所得控除額、必要経費。社会保険料控除や扶養控除などの所得控除は含まない）を引いた額。

表2 軽減世帯の基準額と軽減割合

「総所得金額等」(被保険者+世帯主)の基準額	軽減割合(軽減後年額)
33万円(年金所得の控除額を80万円として計算したときに、被保険者全員の所得額が0円になる場合)	9割*(4,829円)
33万円(上記以外)	8.5割*(7,244円)
33万円+26.5万円×被保険者数	5割(24,148円)
33万円+48万円×被保険者数	2割(38,637円)

65歳以上の公的年金受給者は「総所得金額等」から年金所得の範囲内で最大15万円を控除して判定。

*本来は7割軽減だが、28年度は特例措置で上記割合。

国民健康保険 高齢受給者証を更新

新しい受給者証は7月中に送付

問合せ 国民健康保険課 ☎(740)1170

国民健康保険に加入する70歳以上の人の、同保険高齢受給者証を毎年8月1日に更新します。

7月末までに送りますので、8月1日(月)からは新しい受給者証を使用してください。なお、古い受給者証は破棄してください。

国民健康保険の資格喪失後の受診

手続き中は医療機関などへ申し出を

問合せ 国民健康保険課 ☎(740)2006

社会保険などの新しい健康保険に加入し、国民健康保険をやめる手続き前に医療機関などで受診するときは、国民健康保険の被保険者証を使用しないで

ください。

国民健康保険の資格喪失日は、新しい健康保険の資格取得日までさかのぼります。新しい被保険者証が届くまでに医療機関などを受診する場合は、社会保険などへの加入手続き中であることを申し出てください。手続き中に国民健康保険の被保険者証を使用して受診した場合は、後日、国民健康保険の給付費相当額を返還してもらうことがあります。

保険税をクレジットカードで納付

インターネットの利用で24時間手続きが可能に

問合せ 保険収納課 ☎(740)1177

28年度納付分から、国民健康保険税の納付方法を拡充。これまでの口座振替やコンビニエンスストアに加え、新たにクレジットカードで納付（決済手数料が必要）できるようになります。詳しくは保険収納課または「Yahoo! 公金支払い」ホームページ（URL=http://koukin.yahoo.co.jp/）へ。

後期高齢者医療 被保険者証の更新

納付が困難な場合は相談を

問合せ 医療助成・年金課 ☎(740)1108

75歳以上の人と、一定の障害があると認定された65歳以上の人に交付している後期高齢者医療被保険者証の更新時期は、毎年8月1日です。7月末までに新しい被保険者証を送ります。

保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証（短期被保険者証）を送付することがあります。納付が困難な場合は早めに相談してください。

なお、一部負担金の割合は、28年度の住民税課税所得と収入額をもとに計算され、世帯状況の異動や所得の更正で、随時変更することがあります。

国民年金保険料免除などの申請

納付が困難な場合は相談を

問合せ 医療助成・年金課 ☎(740)1171

保険料を納め忘れた状態で、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由などで、国民年金保険料を納付することが困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予される保険料免除制度と若年者納付猶予制度がありますので、市役所1階の医療・助成年金課で手続きをしてください。申請書は同課に備え付けてあります。

【若年者納付猶予制度】

世帯主（親など）の所得に関わらず、本人とその配偶者の所得で保険料の納付が猶予される制度。7月から、対象者が30歳未満だったのが、50歳未満に拡大されました。